

広島県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年二月十四日

広島県知事 藤田雄山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町橋山字向山二一八の八五、二一八の九〇、川小田字下山二三三三の一（次の図に示す部分に限る。）、戸谷字寺屋舗三四五六、安芸太田町大字横川字横川田代平一〇一三、大字加計字横杉一五〇八の一、字松橋一五一一の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 變更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）